

発注情報詳細（物品・委託等）

公表日	平成31年4月26日（金）	契約番号	5018
入札方法	公募型指名競争入札（入札書の持参による）		
委託名	篠原消防出張所ほか86施設特定建築物定期点検等調査業務委託		
履行場所	横浜市港北区篠原町1312番地2ほか		
履行期間	契約締結日から平成32年2月25日（火）まで		
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 企画調整係 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 TEL 045-306-7276 / FAX045-664-7055		
最低制限価格制度	適用		
入札参加資格等	所在地、規模区分	市内、中小企業	
	種 目	901:建築設計（監理含む）	順位 1位
	登録細目	(A)庁舎、学校、病院等の設計又は(F)工事監理	
	入札参加条件	<p>①横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条2項の規定により定められた資格を有する者であること。</p> <p>②入札参加意向申出書提出期限日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③平成31、32年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）において、登録されていること。</p>	
指名・非指名通知日及び通知の方法	平成31年5月22日（水）普通郵便にて発送		
設計図書の閲覧	当ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）		
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書	
	受付場所	総務部総務課契約係	
	締切日時	平成31年5月17日（金） 午後3時00分まで	申込方法 ①持参 職員に直接手渡すこと ②書留郵便 〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番7 横浜平和ビル8階 横浜市建築保全公社 総務部 総務課 契約係
質 問	締切日時	平成31年5月10日（金） 正午まで	
	提出方法	持参、FAX又は電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp	
	回答日時	平成31年5月15日（水） 午後1時	
	回答方法	当ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）	
入札及び開札時間	平成31年5月29日（水） 午後2時20分		
入札及び開札場所	横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 会議室		
支払い条件	前金払	しない	部分払 しない
契約担当課	総務部総務課契約係 電話 045-641-3124		

平成31年4月 提出

常務理事

委 託 設 計 書

委 託 名 篠原消防出張所ほか86施設特定建築物定期点検等調査業務委託

履行場所 横浜市港北区篠原町1312番地2ほか

金 円

履行期限 平成32年2月25日

備考

篠原消防出張所ほか86施設特定建築物定期点検等調査業務委託						
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
定期点検等調査						
(1) 12条点検						
建築(12条)	Aランク 点検対象面積 0～500m ² 未満	5	棟			
〃	Bランク 点検対象面積 500～1,000m ² 未満	6	棟			
〃	Cランク 点検対象面積 1,000～2,500m ² 未満	10	棟			
〃	Dランク 点検対象面積 2,500～5,000m ² 未満	3	棟			
〃	Eランク 点検対象面積 5,000～7,500m ² 未満	1	棟			
〃	Fランク 点検対象面積 7,500～10,000m ² 未満	1	棟			
〃	Hランク 点検対象面積 15,000～20,000m ² 未満	1	棟			
〃	Kランク 点検対象面積 30,000～50,000m ² 未満	2	棟			
小計						
(2) 劣化調査						
建築(劣化)	点検対象面積 0～1,000m ² 未満	8	棟			
〃	点検対象面積 0～1,000m ² 未満(劣化単独)	20	棟			
〃	点検対象面積 1,000～5,000m ² 未満	10	棟			
〃	点検対象面積 1,000～ 5,000m ² 未満(劣化単独)	4	棟			
〃	点検対象面積 5,000～ 10,000m ² 未満	3	棟			
〃	点検対象面積 5,000～ 10,000m ² 未満(劣化単独)	1	棟			
〃	点検対象面積 10,000～30,000m ² 未満	1	棟			
〃	点検対象面積 30,000m ² 以上	2	棟			
小計						
(3) 劣化部位修繕提案書						
建築劣化部位修繕提案書	12条	1	式			
建築設備劣化部位修繕提案書	劣化	1	式			
小計						

平成 31 年度 公共建築物点検・調査委託仕様書

1 委託名

篠原消防出張所ほか 8 6 施設特定建築物定期点検等調査業務委託

2 目的

公共建築物の安全性を確保するため、建築基準法に基づく定期点検（以下「12 条点検」という。）を行うとともに、施設の劣化状況を把握するための調査（以下「劣化調査」という。）を行い、施設の長寿命化に向けた計画的な保全対策の基礎資料を作成する。

3 対象施設

対象施設一覧（別紙 1）による。

4 履行期限

(1) 契約締結日から平成 32 年 2 月 25 日までとする。

5 業務内容

(1) 建築物の定期点検

12 条点検の実施

12 条点検実施要領（別紙 2）に従い、建築基準法第 12 条第二項に準じた建築物の点検を行う。

(2) 建築物の劣化調査

劣化調査の実施

劣化調査実施要領（別紙 3）に従い、建築物の劣化調査を行う。

(3) 劣化部位修繕提案書の作成

次の条件に合致する劣化部位について、（公財）横浜市建築保全公社（以下、「保全公社」という。）と協議の上、修繕内容・概算工事費をまとめた劣化部位修繕提案書を作成する。

ア 劣化判定された部位の修繕方法として、修繕費が概ね 100 万円以上であるもの。

イ 直近 6 年に受託者が同部位に対し下調若しくは設計をしているものは除く。

6 資料の貸与及び返却

(1) 本業務にあたり保全公社から貸与する資料は次のとおり。

ア 図面

イ 前回報告書（12 条点検、劣化調査）

- (2) 保全公社からの貸与図面が無く現地に図面がある場合は、施設管理者の承諾を得た後、当該図面を借用し PDF 化を行う。
- (3) 保全公社貸与資料や施設から借用した図面等は、丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 貸与資料は業務終了後、速やかに貸与者へ返却する。

7 事前準備

- (1) 保全公社貸与資料より、対象施設の建物概要や不具合箇所、修繕箇所等を事前に確認し、効率的な現地調査ができるよう準備する。
- (2) 施設管理者に対し、現地調査実施趣旨、点検者（再委託業者含む）、協力要請事項（各種資料準備、ヒアリング場所の確保等）及び確認事項（現地調査実施候補日、脚立・梯子の有無等）を、書面もしくは電子メールで伝え確認する。
- (3) 現地調査実施日時は、施設管理者と運営に支障の無いよう協議し決定する。

8 現地調査

- (1) 施設管理者へのヒアリング
施設管理者から劣化状況等について意見を聴取し、その箇所を確認する。
- (2) 各種点検報告書等の確認
施設が発注している点検について、本調査と関連のある直近の報告書を確認する。調査対象部分及び設備について指摘がある場合は、その箇所を再確認し、是正が必要な場合は所定の報告書に指摘年月日と共に内容を記入する。
- (3) 調査の実施
前二項を踏まえ、各業務で定める実施要領（別紙 2, 3）に従い実施する。
- (4) 調査の対象を問わず、脱落、落下、転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに施設管理担当者に報告し、該当欄に記載する。

9 現地調査に伴う注意事項

- (1) 点検者は、名札又は腕章を着け、業務に適した服装、履物で調査を実施する。
- (2) 安全対策について保護具使用など万全を期すとともに、万一事故が発生した場合は、受託者の責任において補償する。
- (3) 対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (4) 仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合、及び施設運営に支障を及ぼす場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (5) 調査に必要な工具等は原則的に受託者の負担とする。

10 確認の省略

- (1) 次に示す部位等で確認が困難なものにあつては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障がある状態を記録し、対応を記載する。
 - ア 被覆材で覆われている柱、はり等の主要構造部
 - イ 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
 - ウ 通電されていて確認することが危険である場所にあるもの
 - エ 地中又はコンクリート等の中に埋設されているもの
 - オ 運転を停止しなければ確認できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にあるもの
 - カ 運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が付近に存在し、確認することが危険である場所にあるもの
 - キ 目視では確認が困難であり、足場が必要である外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔、広告塔等
 - ク 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
 - ケ その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの
- (2) 法令の規定による検査等が、本業務の点検内容及び周期と適合するものについては、法令による検査等を本業務で定める点検とみなすことができるものとする。

11 業務計画書の提出

- (1) 契約締結後 10 日以内に、業務計画書(組織表、緊急時連絡体制表、施設点検者一覧表、年間工程表を含む)を提出する。
- (2) 内容に変更がある場合、速やかに保全公社担当者へ報告する。
- (3) 施設点検者一覧表に点検者が記載されていない施設について、本項 8 に定める事前準備作業を行ってはならない。
- (4) 毎月第 1 週目に進捗状況の報告を保全公社担当者に書面等にて報告する。

12 成果品の提出

- (1) 成果品は、成果品作成要領(別紙 4)に従いとりまとめる。
- (2) 業務計画書に基づき、決められた期日までに報告書を提出し、保全公社の確認を受ける。
- (3) 保全公社の確認後必要な修正を行い、各成果品を次の期限までに電子データにて納品する。

成 果 品	期 限
・ 報告書	平成 32 年 2 月 25 日
・ 劣化部位修繕提案書	平成 32 年 2 月 25 日

13 その他

- (1) 業務上の疑義が生じた場合は、随時保全公社担当者と調整を行う。
- (2) 本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

14 添付資料

- (1) 対象施設一覧（別紙 1）
- (2) 12 条点検実施要領（別紙 2）
- (3) 劣化調査実施要領（別紙 3）
- (4) 成果品作成要領（別紙 4）

篠原消防出張所ほか 86 施設特定建築物定期点検等調査業務委託

代表	施設番号	棟番号	施設名	棟名	複合	所在区	ストックナーゼン局	12条点検		劣化調査		12条点検対象面積	1期2期
								建築設備	建築設備	劣化調査対象面積	12条点検対象面積		
	222002603	22200260301	篠原消防出張所	単独	本市単独施設	港北区	消防局		○		435		2期
	222003403	22200340101	岸根公園備蓄庫	災害備蓄倉庫	本市施設との複合	港北区	総務局	○	○		493	493	2期
	224000110	22400011001	中川地域ケアプラザ	民間複合単独棟	民間	都筑区	健康福祉局		○		540		2期
	224000303	22400030301	歴史博物館	単独	本市単独施設	都筑区	教育委員会事務局	○	○		9,269	9,269	2期
	224002101	22400210101	横浜国際プール	単独	本市単独施設	都筑区	市民局	○	○		35,877	35,877	2期
	224002105	22400210501	北山田地区センター	単独	本市単独施設	都筑区	市民局	○	○		1,895	1,895	2期
	224003203	22400320401	都筑図書館	複合単独	本市施設との複合	都筑区	教育委員会事務局	○	○		30,764	30,764	2期
	224003204	22400320401	都筑区総合庁舎	複合単独	本市施設との複合	都筑区	市民局	○	○		↑	↑	2期
	224003205	22400320401	都筑公会堂	複合単独	本市施設との複合	都筑区	市民局	○	○		↑	↑	2期
	224003206	22400320401	都筑消防署	複合単独	本市施設との複合	都筑区	市民局	○	○		↑	↑	2期
	224003208	22400320401	北部農政事務所	複合単独	本市施設との複合	都筑区	市民局	○	○		↑	↑	2期
	224003210	22400320401	北部児童相談所	複合単独	本市施設との複合	都筑区	こども青少年局	○	○		↑	↑	2期
	225001201	22500120101	男女共同参画センター横浜北	単独	本市施設との複合	青葉区	政策局	○	○		7,899		2期
	225001202	22500120101	横浜市民ギャラリーあざみ野	単独	本市施設との複合	青葉区	文化観光局	○	○		↑		2期
	225001304	22500130401	荏田地域ケアプラザ	民間複合棟	民間	青葉区	健康福祉局		○		709		2期
	225002405	22500240501	青葉公会堂	複合単独	本市施設との複合	青葉区	市民局	○	○		7,218	7,218	2期
	225002407	22500240501	青葉スポーツセンター	複合単独	本市施設との複合	青葉区	市民局	○	○		↑	↑	2期
	225002406	22500240601	青葉区総合庁舎	青葉区総合庁舎	本市単独施設	青葉区	市民局	○	○		15,375	15,375	2期
	225002415	22500241501	青葉区福祉保健活動拠点	横浜市青葉区福祉保健活動拠点	本市単独施設	青葉区	健康福祉局		○		564		2期
	226001110	22600111001	緑区精神障害者生活支援センター	単独	民間	緑区	健康福祉局	○	○		574	574	2期
	226002519	22600251901	十日市場スポーツ会館	単独	本市単独施設	緑区	市民局	○	○		320	320	2期
	227003101	22700310101	寺家ふるさと村四季の家	四季の家	本市単独施設	青葉区	環境創造局		○		676		2期
	227003308	22700330801	鴨志田地域ケアプラザ	単独	本市単独施設	青葉区	健康福祉局	○	○		1,038	1,038	2期
	233000702	23300070201	大久保保育園	単独	本市単独施設	港南区	こども青少年局	○	○		586	586	2期
	233001304	23300130401	港南土木事務所	事務所棟	本市単独施設	港南区	市民局	○	○		1,036		2期
	233001304	23300130402	港南土木事務所	増築棟	本市単独施設	港南区	市民局		○				2期
	233001306	23300130601	上永谷消防出張所	単独	本市単独施設	港南区	消防局		○		451		2期
	234005406	23400540601	港南台地域ケアプラザ	港南台214ビル	民間	港南区	健康福祉局		○		787		2期
	234005407	23400540701	南部公園緑地事務所	作業室兼倉庫	本市単独施設	港南区	環境創造局		○		623		2期
	234005407	23400540702	南部公園緑地事務所	庁舎公舎	本市単独施設	港南区	環境創造局		○				2期
	234005411	23400541101	港南台第二保育園	単独	本市単独施設	港南区	こども青少年局	○	○		570	570	2期
	234005507	23400550701	日野南地域ケアプラザ	日野南地域ケアプラザ	民間	港南区	健康福祉局		○		671		2期
	234005612	23400561201	野庭中央公園	プール管理棟	本市単独施設	港南区	環境創造局		○		317		2期
	234005628	23400562801	野庭消防出張所	単独	本市単独施設	港南区	消防局		○		436		2期
	235001217	23500121701	東滝頭保育園	単独	本市単独施設	磯子区	こども青少年局	○	○		580	580	2期
	235001218	23500121801	滝頭コミュニティハウス	単独	本市単独施設	磯子区	市民局		○		563		2期
	235001219	23500121901	滝頭地域ケアプラザ	単独	民間	磯子区	健康福祉局		○		1,065		2期
	235002306	23500230601	森町公園	プール事務所(兼集会所)	本市単独施設	磯子区	環境創造局		○		235		2期
	235002306	23500230602	森町公園	機械室他	本市単独施設	磯子区	環境創造局		○				2期
	235003202	23500320201	新杉田地域ケアプラザ	民間複合単独棟	民間	磯子区	健康福祉局		○		1,310		2期
	235003305	23500330501	新杉田公園	詰所	本市単独施設	磯子区	環境創造局		○		384		2期
	235003305	23500330502	新杉田公園	倉庫	本市単独施設	磯子区	環境創造局		○				2期
	235003314	23500331601	磯子区民文化センター 杉田劇場	らびすた新杉田	民間	磯子区	文化観光局		○		3,000		2期
	235004512	23500451201	洋光台第二保育園	単独	本市単独施設	磯子区	こども青少年局	○	○		617	617	2期
	236002605	23600260501	柳町地域ケアプラザ	柳町地域ケアプラザ	民間	金沢区	健康福祉局		○		506		2期
	236003201	23600320101	六浦地区センター	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局	○	○		3,326	3,326	2期
	236003211	23600320101	六浦地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局	○	○		↑	↑	2期
	236003206	23600320601	六浦スポーツ会館	単独	本市単独施設	金沢区	市民局	○	○		435	435	2期
	236004402	23600440201	金沢区福祉保健ボランティア等活動拠点	単独	本市単独施設	金沢区	市民局		○		109		2期
	236005110	23600511001	富岡総合公園	詰所	本市単独施設	金沢区	環境創造局		○		190		2期
	236005113	23600511301	富岡東地域ケアプラザ	単独	本市単独施設	金沢区	健康福祉局	○	○		1,062	1,062	2期
	244000103	24400010301	戸塚斎場	本館棟・休憩棟	本市単独施設	戸塚区	健康福祉局	○	○		4,981	2,603	2期
	244000103	24400010302	戸塚斎場	小動物焼却棟	本市単独施設	戸塚区	健康福祉局	○	○			1,414	2期
	244000103	24400010303	戸塚斎場	葬祭棟	本市単独施設	戸塚区	健康福祉局	○	○			925	2期
	244000312	24400031201	戸塚柏桜荘	単独	本市単独施設	戸塚区	健康福祉局	○	○		1,669	1,669	2期

篠原消防出張所ほか 8 6 施設特定建築物定期点検等調査業務委託

代表	施設番号	棟番号	施設名	棟名	複合	所在区	ストックナーゼー局	12条点検		劣化調査		12条点検対象面積	1期 2期
								建築	設備	建築	設備		
○	244000326	24400032601	大坂下公園	プール管理棟	本市単独施設	戸塚区	環境創造局		○		212		2期
	244000326	24400032602	大坂下公園	プール機械室	本市単独施設	戸塚区	環境創造局		○				2期
○	244000402	24400040201	小雀公園	管理詰所	本市単独施設	戸塚区	環境創造局		○		358		2期
○	244081306	24408130601	舞岡地区センター	単独	本市単独施設	戸塚区	市民局	○	○		1,822	1,822	2期
○	244081309	24408130901	舞岡ふるさと村総合案内所虹の家	総合案内所虹の家	本市単独施設	戸塚区	環境創造局		○		622		2期
○	245006308	24500630801	大正地区センター	単独	本市単独施設	戸塚区	市民局	○	○		1,686	1,686	2期
○	245006701	24500670101	消防訓練センター	単独	本市単独施設	戸塚区	消防局		○		7,723		2期
	245006701	24500670102	消防訓練センター	宿舍棟	本市単独施設	戸塚区	消防局	○	○			1,780	2期
	245006701	24500670103	消防訓練センター	屋内訓練場	本市単独施設	戸塚区	消防局	○	○			1,223	2期
	245006701	24500670104	消防訓練センター	訓練塔	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	24500670105	消防訓練センター	情報処理訓練塔	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	24500670106	消防訓練センター	消火訓練棟	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018004	消防訓練センター	実務訓練室・車庫	本市単独施設	戸塚区	消防局	○	○			314	2期
	245006701	99022018005	消防訓練センター	機械室	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018006	消防訓練センター	変電室	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018007	消防訓練センター	プール更衣室・監視室	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018008	消防訓練センター	プールポンプ室	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018009	消防訓練センター	集会室	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018010	消防訓練センター	食堂	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018011	消防訓練センター	機動二輪ガレージ	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018012	消防訓練センター	渡り廊下	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018013	消防訓練センター	浄化槽建家	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018014	消防訓練センター	渡り廊下	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018015	消防訓練センター	器具庫	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018016	消防訓練センター	操作盤建物	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018017	消防訓練センター	資機材倉庫	本市単独施設	戸塚区	消防局	○	○			132	2期
	245006701	99022018018	消防訓練センター	渡り廊下	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018019	消防訓練センター	プロパンボンベ庫	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
	245006701	99022018020	消防訓練センター	空気ボンベ充填室	本市単独施設	戸塚区	消防局		○				2期
○	246003101	24600310101	瀬谷地区センター	複合単独	本市施設との複合	瀬谷区	市民局	○	○		3,525	3,525	2期
	246003102	24600310101	瀬谷和楽荘	複合単独	本市施設との複合	瀬谷区	健康福祉局	○	○		↑	↑	2期
○	247001311	24700131101	上郷地区センター	単独	本市単独施設	栄区	市民局	○	○		1,725	1,725	2期

12 条点検実施要領

1 業務内容

別紙 1 で指定された対象施設に対し、次の法令に準じた特定建築の点検を実施する。

ア 建築基準法第 12 条第二項

2 点検者の要件

点検者は、次の要件を満たすこと。

(1) 建築

一級建築士若しくは二級建築士 又は
建築基準法第 12 条に規定する建築物調査員

3 点検の方法及び結果の判断基準について

点検の方法及び結果の判断基準については次を適用すること。

建築基準法第 12 条第二項に基づく告示第 282 号

4 点検表について

点検結果は、次の様式に記載すること。

[様式 1 A] 12 条点検 点検表 (建築)

5 その他

- ・ 成果品作成にあたっては、別紙 4 成果品作成要領を参照すること。

建物名称:

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
1 敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	有	●	
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	有	●	
(3)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(4)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	有	●	
(5)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	有	●	
2 建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	有	●	
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	有	●	
(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況	有	●	
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	有	●	
(5)	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(6)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(7)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(8)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(9)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(10)	外壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(11)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(12)		金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	有	●	
(13)		コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	有	●	
(14)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(15)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(16)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	有	●	

様式1A

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
3 屋上及び屋根					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	有	●	
(2)		パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	有	●	
(3)	屋上回り(屋上面を除く。)	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	有	●	
(5)		排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況	有	●	
(6)	屋根	屋根の劣化及び損傷の状況	有	●	
(7)	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	有	●	
(8)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	有	●	
4 建築物の内部					
(1)	防火区画	防火区画の外周部	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況		有 ●
(2)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(3)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(4)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(5)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(6)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(7)			耐火建築物にすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	
(8)	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			有 ●	
(9)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(10)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(11)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況		有 ●
(12)	耐火建築物にすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況		有 ●	
(13)	天井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況		有 ●
(14)			特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	
(15)	防火設備(防火戸、シャッターその他)	本体と枠の劣化及び損傷の状況		有 ●	

様式1A

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
(16)	れらに類するものに限る)	防火設備の閉鎖又は作動の状況	有	●	
(17)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	有	●	
(18)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	有	●	
(19)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況	有	●	
(20)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	有	●	

5 避難施設

(1)	廊下	物品放置の状況	有	●	
(2)	出入口	物品放置の状況	有	●	
(3)	避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(4)		物品放置の状況	有	●	
(5)		避難器具の操作性の確保の状況	有	●	
(6)	階段	物品放置の状況	有	●	
(7)		階段各部の劣化及び損傷の状況	有	●	
(8)	階段	屋外に設けられた避難階段 開放性の確保の状況	有	●	
(9)	特別避難階段	階段室又は付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	有	●	
(10)		物品放置の状況	有	●	
(11)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	有	●
(12)		排煙設備	排煙口の維持保全の状況	有	●

6 その他

(1)	その他の設備	非常用の進入口	非常用の進入口等の維持保全の状況	有	●	
(2)		非常用の照明装置	照明の妨げとなる物品の装置の状況	有	●	
(3)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	有	●	
(4)		膜張力及びケーブル張力の状況	有	●		
(5)	特殊な構造等	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)	有	●	
(6)		上部構造の可動の状況	有	●		
(7)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	有	●		
(8)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	有	●	
(9)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	有	●		

様式1A

建物名称:

#REF!

No.1	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

No.2	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

No.3	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

点検結果図

建物名称		No.	
------	--	-----	--

劣化調査実施要領

1 構成

この要領は、本業務について説明した資料を次のとおり業種ごとに綴じこみ構成されています。各資料の用途については以降に記載します。



2 業務内容

別紙 1 で指定された対象施設に対し、各業種で定める[調査項目リスト]で指定した部位及び設備の劣化調査を実施する。

3 調査者の要件

調査者は、次の要件を満たすこと。

(1) 建築

一級建築士若しくは二級建築士 又は
建築基準法第 12 条第一項に規定する建築物調査員

4 調査の方法及び結果の判定基準について

各業種で定める [判定基準]を適用すること。

5 調査表について

調査結果は、業種ごとに次の様式に記載すること。

[様式 2A] 劣化調査報告書（建築）

6 その他

- ・ 成果品作成にあたっては、別紙 4 成果品作成要領を参照すること。

劣化調査実施要領
様式集

公共建築物劣化調査報告書(建築)

建築局保全推進課劣化調査担当

次の施設について劣化調査を行いましたので報告します。

施設名称

1 小破修繕について

次の項目は100万円未満で対応できると考えられるため、業者から見積徴収のうえ自局予算での対応をお願いします。

項目	内容	備考

2 修繕工事について

100万円以上の修繕工事が必要なものは次の通りです。これらについては建築局で修繕計画を立案し、全市的な観点で、緊急性の高いものから順次修繕を検討しますので、建築局への下調依頼は不要です。各項目の詳細については、別添資料にてご確認ください。なお、本調査結果はYCANの建築局保全推進課HP「横浜市公共建築物台帳」でもご覧になれます。

項目	内容	備考

3 調査必要項目

項目	内容	備考

4 その他連絡欄

--

5 調査者

	氏名	所属又は勤務先
代表となる調査者		
その他の調査者		
その他の調査者		

注:記載内容は調査時点のものです。ご不明な点は、建築局保全推進課にお問い合わせください。

<p style="text-align: right;">写真番号</p> <p style="text-align: center;">全景写真(4面)を撮ること</p>	<p>1 部位 全景</p> <p>状況</p> <p>対応案</p> <p>評価ランク</p>
<p style="text-align: right;">写真番号</p>	<p>2 部位</p> <p>状況</p> <p>対応案</p> <p>評価ランク</p>
<p style="text-align: right;">写真番号</p>	<p>3 部位</p> <p>状況</p> <p>対応案</p> <p>評価ランク</p>

劣化調査結果図（写真位置図）

施設名

成果品作成要領

本委託の成果品を次のとおり作成すること

1 共通事項

横浜市が定める電子納品運用ガイドライン【建築・建築設備業務編】（以下「運用ガイドライン」という。）より、次の該当項を適用する。

※運用ガイドライン：<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/pdf/kentiku-sekei-guide-1306.pdf>

(1) 作業の流れ

運用ガイドライン 6.1 参照

(2) 電子成果品のウイルスチェック

運用ガイドライン 6.6.2(3)及び6.6.4 参照

(3) 電子媒体への格納

運用ガイドライン 6.6.3 参照

ただし、電子納品チェッカーによるチェックは不要。

(4) 電子媒体等の表記

運用ガイドライン 6.6.5 参照

ただし、業務番号は業務内容に置き換えること。（例：12 条点検、劣化調査）

(5) 電子媒体納品書

運用ガイドライン 6.6.8 参照

(6) 電子成果品のフォルダとファイルの構成

ア フォルダ構成

施設ごとにフォルダを作成し、各報告書を保存すること。

イ フォルダ名の構成は次のとおり

項目	施設番号	—	施設名
記入例	231001703	—	市役所本庁舎

例：231001703_市役所本庁舎

ウ 補足

- ・1 枚の電子媒体内には複数の業務内容を混在せず、単一の業務内容を保存すること。
- ・保存するファイルがないフォルダは作成しないこと。
- ・施設名は、[別紙 1] 対象施設一覧表の記載と同一とすること。
- ・複合施設の場合、それぞれの施設に該当するフォルダを作成すること。また、以下に定めたファイル名のファイルに関連するすべての施設フォルダに保存すること。

- ・複数棟ある施設は、当該フォルダに全ての棟の報告書を保存すること。

エ ファイル構成

- ・12条点検に関するファイル構成は、後述する2(3)を参照
- ・劣化調査に関するファイル構成は、3(3)を参照
- ・1ファイルあたりの上限データサイズは5MB/ファイルとする。上限データサイズを超える場合は、該当施設名および理由を保全公社担当者へ報告すること。

2 12条点検に関する特記

- (1) 点検報告書は、特定建築と特定建築設備に分けて、棟ごとに作成する。
- (2) 1棟に複数の施設が入っている（以下「複合施設」という。）場合は、まとめて1つの点検報告書を作成すること。その際、点検報告書の「施設名称」「施設番号」欄には、複合施設を全て列記すること。
- (3) ファイルの命名

ア ファイル名の構成は次のとおり

項目	実施年度	_	業種	_	施設名	(棟名)
記入例	2019	_	建築 or 設備 or 防火	_	市役所本庁舎	(庁舎棟)

例：2019_建築_市役所本庁舎（庁舎棟）

イ 補足

- ・複合施設の場合、施設名に代表施設を記載し、その後に[他]を追記すること。

例：2019_設備_鶴見区総合庁舎他

※代表施設の定義

別紙1の代表列に○の記載がある施設とする。

- ・複数の棟を保有する施設の場合、全角括弧内に棟名を記載すること。なお、単独棟の場合は、記載事項なしとする。

3 劣化調査に関する特記

- (1) 調査報告書は、建築・電気・機械に分けて、施設ごとに作成する。
- (2) 複数棟ある施設又は複合施設の場合は、まとめて1つの調査報告書を作成する。
- (3) ファイルの命名

ア ファイル名の構成は次のとおり

項目	業種	_	施設名
記入例	建築、電気、機械	_	市役所本庁舎

例：建築_市役所本庁舎

イ 補足

- ・複合施設の場合、施設名に代表施設を記載し、その後に[他]を追記すること。

例：建築_鶴見区総合庁舎他